

臨床発達心理士 Clinical Developmental Psychologist 資格更新申請ガイド

— 2023 年度版 —



一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

2023年10月

目 次

臨床発達心理士資格更新について	1
資格更新手続要項	2
臨床発達心理士 資格更新のためのポイント表番号別の提出書類一覧	7
臨床発達心理士申請者または申請予定者に対する スーパービジョンをポイントとする際の注意点	8
資格更新ガイドライン	9
「更新のためのポイント表」改定第8版	15
臨床発達心理士 スーパーバイザー資格認定案内	17

臨床発達心理士資格更新について

－2023 年度・資格更新該当者の皆さんへ－

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構が設立されて 22 年目となり、すでに、4,000 名を超える有資格者を輩出してきました。本資格は学会連合資格として発足しましたが、2022 年 6 月より連合学会は運営から離脱しました。今後はこれらの学会を関連団体と呼び、引き続き研修会等の企画で協力して参ります。その他の機関、団体との協力関係も構築してまいります。

臨床発達心理士は現在、臨床現場、研究機関、行政等の各方面で活躍されています。この資格が社会的にも高い評価を受けていることは大変に喜ばしいことでもあります。同時にその責任の重さと、質の維持に一層の努力が必要であることを痛感しております。

また、公認心理師法の成立により「公認心理師」が誕生することになりました。国家資格である公認心理師においては、保健・医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働など多岐にわたる活動領域を想定しており、特定の分野に限定されない「汎用性」「領域横断性」を特長とする心理職国家資格を旨とするもの、とされています。このような変革のうねりの中で、臨床発達心理士はこれまで通り、生涯発達という広い視野からの日常の暮らしへの適応支援を今後も続けてまいります。

さて、本資格は、5 年ごとの資格更新制度を採用しています。その趣旨は、有資格者が常に最先端の臨床発達心理学と関連分野の成果を学ぶとともに、臨床発達心理士間のネットワークに参加することで、現代社会において、発達に関する様々な問題に対処する実力を養い、向上させることにあります。

更新にあたり新たな自覚をもって、今後の活動への尽力を期待します。

2023 年 10 月

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

代表理事 星 茂行

資格更新委員会委員長 飯島 典子

資格更新手続要項

1. 2023 年度資格更新該当者

臨床発達心理士資格認定細則第 6 条 2 による今回の資格更新該当者は、次の方々です。

資格有効期限が 2024 年 3 月 31 日までの方

2. 資格更新手続者の条件

資格更新においては、「更新のためのポイント表」改定第 8 版（2023 年 4 月 25 日改定、本冊子 15 ページ参照）に基づく換算により 2018 年 4 月 1 日から 2024 年 1 月 10 日までに、12 ポイント以上を取得していることが必要です。そのうち 4 ポイント以上は、機構研修委員会主催の「必修研修会」参加による 2 ポイント以上（必須 A）と、機構研修委員会他、各委員会および、承認団体主催の「臨床発達心理士のための資格更新研修会」参加による 2 ポイント以上（必須 B）によるものとします。

ポイント換算の詳細については、本冊子 9 ページの「資格更新ガイドライン」を参照してください。

* 今回の 2023 年度の資格更新審査を経て合格した方は、2024 年 3 月 31 日までに取得したポイントを次回の資格更新申請に持ち越すことはできません。

3. 資格更新申請受付期間

2023 年 10 月 2 日（月）～2024 年 1 月 10 日（水）書類提出は最終日消印有効

資格更新申請は次の 2 段階の手続きが必要となります。

第 1 段階（資格更新申請）

ウェブサイトの資格更新ポイント管理システムより「資格更新申請」を行ってください。

第 2 段階（書類提出）

臨床発達心理士資格更新申請手続き確認書、更新審査料払込受領書のコピー、ポイントの証拠となるコピー類などの書類を事務局あてに送付してください。

* ウェブサイトでの資格更新申請を行っただけでは申請は完了しません。必要書類を提出してください。

* 資格更新延期（2024 年度資格更新申請期間以降に更新）を希望する方は、資格更新特別措置願（はがき）を 2023 年 10 月 2 日（月）～2024 年 1 月 10 日（水）までに返送してください。詳細は本冊子 5 ページの該当部分をお読みください。

4. 資格更新審査結果の通知

臨床発達心理士更新手続細則に基づき審査した結果は、2024年2月中旬に通知します。
なお、審査結果および審査内容に関する問い合わせには、一切応じません。

5. 資格更新手続の実際

申請を希望する方は、2023年10月2日（月）から2024年1月10日（水）までの間にウェブサイトより資格更新申請してください。この期間までに12ポイント以上（うち(1)区分が4ポイント以上）取得している方は、申請が可能です。

- ・なお、2023年12月下旬～2024年1月上旬の研修会ポイントは更新申請期間内に資格更新ポイント管理システムに反映されない可能性がありますのでご注意ください。
- ・2024年1月10日（水）の時点でポイントが足りない等のため、資格更新延期を希望する方は、資格更新特別措置願（はがき）に理由を記入の上、返送してください。

1) 送付資料

今回お送りした資料は、以下の通りです。

- ・2023年度臨床発達心理士資格更新申請ガイド（本冊子）
- ・資格更新申請書類
- ・払込取扱票
- ・受領証（はがき）
- ・IDカード用写真提出用封筒
- ・返信用封筒
- ・資格更新特別措置願（はがき）※更新延期申請用（更新延期を希望する方が使用します）

資格更新申請書類一覧

- ①臨床発達心理士 資格更新申請手続き確認書
- ②臨床発達心理士 資格更新に関わる点数表 ポイント表番号（5）（6）（7）用
- ③臨床発達心理士 スーパービジョン内容申告書

2) 手続き

I 資格更新をされる方

第1段階：ウェブサイトでの資格更新申請

- ①資格更新ポイント管理システムへの入り方
 - ・ウェブサイトの「臨床発達心理士の方へ」→「資格更新」→「ポイント照会／資格更新申請はこちら（資格更新ポイント管理システム）」ボタンをクリックして、資格更新ポイント管理システムへと進み、会員ID（0から始まる臨床発達心理士登録番号）とパスワードを入力して自分のページに入ります。
 - ・あるいは、ウェブサイトの「臨床発達心理士の方へ」→「会員情報の照会・更新／各種申請届」→「マイページ」へと進み、会員ID（0から始まる臨床発達心理士登録番号）とパスワードを入力して自分のページに入り、[おしらせ]ダブ内の「資格更新ポイント管理システムへログインする場合はこちら」のURLをクリックして入ります。
- ②「資格更新ポイント管理システム」→「ポイント照会」に進むと、(1) 区分研修会参加ポイント、(2) 区分研修会参加ポイント、(3) 区分研修会参加ポイント、指定科目取得講習会講師ポイントがそれぞれ「累積ポイント」欄に記されています。

- ③「関連団体等の年次大会での研究発表、話題提供等」
「臨床発達心理学に関する研究論文の発表」
「臨床発達心理学に関する著書の出版」
「臨床発達心理士」申請（予定を含む）者に対するスーパービジョン」
についてはそれぞれ右側の「編集」→「追加」をクリックして入力します。大会名を書き込み、発表年月日と種別はプルダウンで選択します。書類提出の際の「対応する書類番号」もここで書き込みます。入力が済んだら「登録」をクリックします。
- ④資格更新申請期間（2023年10月2日～2024年1月10日）になると、今年度の資格更新対象者は「資格更新申請」タブをクリックできるようになり、申請が可能となります。
- ・「資格更新申請」のタブをクリックし、申請基本情報を確認してください。内容に変更がある場合は、「申請基本情報の編集」をクリックし、該当箇所を修正します。修正したら「更新」をクリックし、修正内容が反映されているか確認してください。
 - ・次に、オンラインで登録されているポイントが正しく反映されているかどうかを確認した上で、「上の内容で申請する」をクリックします。これでウェブ上での資格更新申請が完了します。なお、合計ポイントが（1）区分研修会2ポイントおよび（2）区分研修会2ポイントを含む合計12ポイントに達していないと「上の内容で申請する」はクリックできません。
 - ・その後、ポイント照会画面に戻ると、「資格更新申請済です」と表示されます。この状態になると、「資格更新申請」のタブをクリックすることはできません。また、ポイントを編集することもできません。
- ⑤資格更新申請を行うと、登録されたメールアドレスにメールが届きますので、ご確認ください。

第2段階：書類提出

資格更新申請期間内に以下の書類を事務局に提出してください。

- a. 臨床発達心理士 資格更新申請手続き確認書
これは提出書類ならびに申請手続き完了を確認するための用紙です。
- ・臨床発達心理士登録番号、氏名を記入してください。
 - ・提出書類をご用意のうえ、確認欄に記入してください。
 - ・ウェブサイトでの資格更新手続きを完了したら、確認欄に記入してください。
 - ・資格更新審査料を払い込み、その郵便振替払込請求書兼受領書またはご利用明細票を該当欄に貼り付けてください。
- b. 臨床発達心理士 資格更新に関わる点数表（ポイント表番号（5）（6）（7）用）
これはポイント表番号（5）（6）（7）について確認するための用紙です。
- ・該当する場合は、必要事項を記入した上で、それぞれの確認のための書類（論文集の表紙・目次のコピー、著書の必要部分のコピーなど）を添付してください。
 - ・（5）（6）（7）について、必要になるのは以下の情報です。
著者名と筆頭者が否かが明記されている部分（学術雑誌や論文集の目次など）
執筆箇所がわかる部分（目次にページ数が記載されていない場合は、著書の該当箇所など）
出版年月（日）がわかる部分（著書の場合の奥付など）
 - ・すべての添付書類には、この点数表1枚ごとに各自で通し番号を付け、「対応する書類番号欄」に番号を記入してください（全国大会での講師・発表等は番号の代わりに「全国大会」とご記入ください）。ウェブサイトでの資格更新申請の際に記入した「対応する書類番号」に合わせてください。

c. 臨床発達心理士 スーパービジョン内容申告書

これはポイント表番号（8）について確認するための用紙です。

- ・該当する場合は、必要事項を記入してください。記入する際には「臨床発達心理士申請者または申請予定者に対するスーパービジョンをポイントとする際の注意点」を参照してください。
- ・用紙が足りない場合はあらかじめコピーして使用してください。

d. 顔写真1枚

- ・3ヶ月以内に撮影した3cm×3cmの大きさの写真（無帽・背景無し・証明写真にふさわしいもの）。IDカードの写真として用います。白黒・カラーどちらでも構いません。
- ・裏面に、氏名と臨床発達心理士登録番号を記載してください。
- ・IDカード用写真提出用封筒に入れて提出してください。

e. 受領証（はがき）

- ・宛名にご自分の住所、氏名を記入の上、切手を貼付してください。

上記を返信用封筒に入れて、必ず簡易書留、または宅配便など手元に送付記録が残る方法で送付してください。提出された書類は返却いたしません。申請書類の内容について問い合わせをする場合がありますので、必ず提出書類一式をコピーして、保管してください。

II 資格更新を延期される方

①2023年10月2日（月）～2024年1月10日（水）に、資格更新特別措置願（はがき）に必要事項を記入し返送してください。年度内に手続き案内を送付します。

②全12ポイントが取得できましたら、来年度以降の資格更新申請期間（10月～1月の予定）に申請してください。資格更新申請期間はウェブサイト（<https://www.jocdp.jp/qualifier/renewal/>）にてお知らせします。

※更新延期を申請する前に、資格更新ガイドライン内「資格更新時期延期の特例措置について」（11～12ページ）を確認してください。

III 資格更新を辞退される方

2024年1月10日（水）までに、任意の書式（ただし、臨床発達心理士登録番号の記載・自筆署名・捺印必須）で、資格更新辞退届を提出してください。

3) 資格更新審査料

19,800円

資格更新審査料は、更新審査料払込期間（2023年10月2日～2024年1月10日）に、同封の払込取扱票を使用し、必要事項を記入の上、払い込んでください。期間外の払込は受け付けません。

払込先（郵便振替）

加入者名：一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

口座番号：00170-0-93086

郵便振替払込請求書兼受領書（またはご利用明細票）のコピーを、「臨床発達心理士 資格更新申請手続き確認書」に貼り付け、提出してください。なお、払込をされた審査料は、返金いたしません。

4) 資格更新書類の送付先

所定の返信用封筒を用いて、簡易書留または宅配便など手元に送付記録が残る方法で送付してください。

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-20-12 山口ビル 8F
一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

6. 個人情報の取り扱いについて

本法人では、個人情報保護方針に基づき個人情報の取り扱いを行っております。

詳細はウェブサイト「個人情報の取り扱いについて」(<https://www.jocdp.jp/privacy-policy/>)を必ずご確認ください。

7. 事務的な問い合わせ

問い合わせは、ウェブサイトのお問い合わせフォーム (<https://www.jocdp.jp/inquiry/>) より受け付けます。

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-20-12 山口ビル 8F
一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構
◆E-mail : shikaku@jocdp.jp ◆<https://www.jocdp.jp/>

ポイントに関する問い合わせは、それ自体が更新審査の内容となりますので、受け付けておりません。資格更新申請ガイド、ウェブサイトをご覧の上、ご自身で判断してください。

8. 登録情報の確認・変更

登録情報はマイページより確認・変更が行えます。登録情報に修正・変更が必要な場合は、臨床発達心理士のウェブサイトの「登録情報の照会・更新／各種申請届」から、「マイページ」にログインした後、ご自身で登録情報を更新してください。

なお、提出書類に関する問い合わせ、合否結果通知・認定証等認定発行物の送付は、申請基本情報の連絡先宛てに行います。更新申請後、審査が終了するまでに連絡先情報に変更が生じた場合は、事務局まで変更内容をご連絡ください。

◆マイページ

<https://service.gakkai.ne.jp/solti-asp-member/mypage/JOCDP>

- ・戸籍名の変更はシステムからは行えません。戸籍名変更の際は事務局までメールにてご連絡ください。

臨床発達心理士 資格更新のためのポイント表番号別の提出書類一覧

ポイント表番号	ポイント表番号の内容	提出書類等
(1)	2 ポイント 必須 A	一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構および同各委員会が企画する必修研修会への参加
	2 ポイント 必須 B	一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構および同各委員会が企画する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加
(2)	承認団体が企画する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加（全国大会を含む）	
(3)	資格更新委員会が認めた(2)以外の団体による研修会等への参加	
(4)	一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構が認める関連団体等の年次大会で、臨床発達心理学に関する研究発表や、シンポジウム等で話題提供者として参加 * (1) (2) (3) で講師として参加した場合は、(4) で重複申請をしないよう注意をしてください	資格更新に関わる点数表〔ポイント表番号(4)用〕を表紙にして、一つの発表・シンポジウムごとに以下の2点のコピー 〔1〕 論文集の表紙 〔2〕 該当発表等の目次（ない場合には索引）
(5)	臨床発達心理士のための指定科目取得講習会に講師として参加	
(6)	臨床発達心理学に関する研究論文等の発表	資格更新に関わる点数表〔ポイント表番号(6)用〕を表紙にして、一つの論文ごとに以下の2点のコピー 〔1〕 表紙 〔2〕 目次
	6-① 臨床発達心理学に関する学術誌への発表	
	6-② 大学・研究所等の紀要・報告書への発表	
(7)	臨床発達心理学に関する著書の出版	資格更新に関わる点数表〔ポイント表番号(7)用〕を表紙にして、一つの著書ごとに以下の2点のコピー 〔1〕 著者と該当ページがわかる部分（目次、著者紹介等） 〔2〕 奥付
(8)	臨床発達心理士申請者または申請予定者に対するスーパービジョン(2017年度以前の実績については合計6Pを上限とし、2018年度以降の実績については合計3Pを上限とする)	臨床発達心理士スーパービジョン内容申告書

ポイント表番号(4)～(7)では、1つの発表・論文・著書ごとに、提出書類の1枚目右肩に各自「通し番号」を付け、ウェブサイトでの資格更新申請の「対応する書類番号」欄に該当番号を記入してください。ポイント表番号(4)～(8)のうち、該当しないものについては、書類を提出する必要はありません。

*各書類は、ポイント表番号別にクリップ留めしてください。

臨床発達心理士申請者または申請予定者に対する スーパービジョンをポイントとする際の注意点

1. ここで実績を申告するスーパービジョンは臨床発達心理士申請者または申請予定者に対するスーパービジョンの目的のためになされたものに限定されます。
2. このポイントを申請して全12ポイント（必須4ポイントを含む）とする場合は、ウェブサイトでの資格更新申請の際に「臨床発達心理士」申請（予定を含む）者に対するスーパービジョン」の欄に必要な事項を入力し、資格更新書類「臨床発達心理士スーパービジョン内容申告書」を提出してください。
3. 資格更新申請書類「臨床発達心理士スーパービジョン内容申告書」はスーパービジョンを行った相手ごとに記入してください。また、一人の相手に対してスーパービジョンが10回を超えるときは、11、12、13・・・というように回数の欄を訂正して記入してください。そのときにも、各用紙には必ずスーパービジョンを受けた人の**自筆署名、所属、学年等**を記入してもらってください。
4. スーパービジョンを行った相手が複数いたり、一人に対して10回以上のスーパービジョンを行ったりして各用紙が複数枚必要なときは、あらかじめ必要枚数をコピーしてそれらのすべてを提出してください。
5. スーパービジョンに要した時間は30分を0.5時間として記入してください。
6. 同時に複数に対してスーパービジョンを行う場合は、相手ごとに記入してもらう必要はありません。その際には、代表者1名を決めて、その人に記入してもらってください。

例) 4名の大学院生に対して1時間のスーパービジョンを行った。

「時間数」は1時間

「スーパービジョンの内容」の欄に、その内容とともに「他3名」と記入する。

資格更新ガイドライン

資格認定委員会（2023年6月26日版）

はじめに

臨床発達心理士の資格認定は、2002年度から始まりました。この資格の有効期間は5年です。臨床発達心理士は常に新しい知識を学び研鑽を深め、5年に一度ずつ、資格を更新することが必要です（臨床発達心理士資格認定細則第6条）。

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構（以下「機構」と表記します）では、臨床発達心理士としての知識や技能をアップデートしていくために、研修会への参加を推奨しています。資格更新には5年間に（1）区分研修会の必修研修会2ポイント以上（これを必須Aとします）と、（1）区分研修会の一般研修会、もしくは（2）区分研修会で2ポイント以上（これらを必須Bとします）を取得していただきます。これらの研修会で必須Aと必須Bを満たす計4ポイント以上を含む、合計12ポイント以上を取得すれば更新の申請が可能となります（臨床発達心理士更新手続き細則第2条）。

「必須A」は機構研修委員会が主催する（1）区分研修会の必修研修会に参加することで充足できます。「必須B」は機構の各委員会が主催する一般研修会（これも（1）区分研修会です）と、（2）区分研修会すなわち承認団体である一般社団法人 日本臨床発達心理士会が主催する研修会（全国大会を含みます）への参加で充足できます。

「必須A」と「必須B」の研修会でそれぞれ2ポイントを超えて受講して合計12ポイント以上を満たしてもかまいませんし、（3）区分研修会や（4）区分～（8）区分の研修会参加以外で8ポイント以上を取得することによっても更新を申請できます。

なお、2018年度以降の資格取得者は、最初の更新までに機構が主催する倫理研修会（3時間1ポイント）を受講する必要があります。すなわち倫理研修会で1ポイント、それ以外の必修研修会の必須Aを1ポイント、そして必須Bを2ポイント以上で合計4ポイント以上を満たしてください。

2023年度から2027年度の5年間は移行措置が講じられています。詳しくは資料（P14）をご確認ください。

資格更新の要点

移行措置期間の更新ポイントは、以下の方法で取得することができます。（文末の更新ガイドライン図およびP14「移行措置期間における更新ポイントの取り扱い」を参照）

1. 上記（1）区分および（2）区分研修会等への参加【4ポイント必須】
2. それ以外で資格認定委員会が認めた研修会（（3）区分研修会）への参加
3. 臨床発達心理士を取得するための指定科目取得講習会での講師担当
4. 臨床発達心理士認定運営機構が認める関連団体等の年次大会での発表
5. 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表
6. 臨床発達心理学に関する著書の出版
7. 臨床発達心理士申請者または申請予定者に対するスーパービジョン

これらのポイントは資格更新ポイント管理システムで管理します。（1）区分研修会および（2）区分研修会に参加する場合には、必ず臨床発達心理士証（以下、「IDカード」と記載）を持参し、参加受付をしてください。（1）区分研修会は開催後1か月程度までに、（2）区分研修会は報告書が提出された後1か月以降に資格更新ポイント管理システムに反映されます。自分が参加した研修会のポイント

が付与されているかどうか確認してください。

資格更新対象者には当該年度の秋に資格更新申請ガイドが送付されます。資格更新申請ガイドに従って、資格更新ポイント管理システムの資格更新申請ページから手続きを行ってください。

各ポイントの取得方法

1. (1) 区分研修会

(1) 区分研修会・必修研修会

ウェブサイトの研修会予定には「(1) 区分・A (必修)」と表記されます。機構の研修委員会他、各委員会が企画する研修会で、はじめの5年間に受講しなければならない倫理研修会はこれに含まれます。

(1) 区分研修会・一般研修会

ウェブサイトの研修会情報には「(1) 区分・B (一般)」と表記されます。機構の各委員会が企画する研修会等です。

2. (2) 区分研修会および (3) 区分研修会

(2) 区分研修会

承認団体である一般社団法人日本臨床発達心理士会が企画する研修会で、資格更新委員会が認めたもので「(2) 区分」と表記されます。(1) 区分研修会の一般研修会「(1) 区分・B (一般)」、もしくは(2) 区分研修会で2ポイントが必須Bとなります。

(3) 区分研修会

承認団体以外が企画する研修会で資格更新委員会が認めたもので「(3) 区分」と表記されます。

(1) 区分研修会、(2) 区分研修会、(3) 区分研修会はいずれも、開催方法、ポイント数および参加方法等はウェブサイト「資格更新ページ資格更新研修会」の各研修会に掲載されますので、それに従って参加申込をしてください。対面実施の場合は研修会の参加者（講師、話題提供者、指定討論者も参加者ポイントが付与されます）はIDカードを持参し、参加受付をしてください。IDカードの提示がないとポイントが付与されません。

3. 指定科目取得講習会講師

- ・臨床発達心理士を取得するための指定科目講習会で講師をした場合のポイントです。後日事務局でポイント付与しますので資格更新ポイント管理システムで確認してください。

4. 関連団体等の年次大会での研究発表、話題提供等

- ・臨床発達心理士認定運営機構が認める関連団体等のうち関連学会（2023年5月現在）は、日本発達心理学会、日本教育心理学会、日本コミュニケーション障害学会です。これらの学会の年次大会等で研究発表等を行った場合のポイントです。
- ・関連学会以外の学会発表等は、臨床発達心理学的内容である場合にはポイントとして認められません。発表が臨床発達心理学的内容であるかどうかは、ご自身で判断してください。
- ・一つの発表、シンポジウムごとに、本人の名前と発表タイトル、年次大会の名称と日時などがわかる資料をコピーしておいてください。
- ・資格更新を申請する際には、資格更新ポイント管理システムの資格更新申請ページにご自身で入力します。また、資格更新審査を受けるために上記の資料を提出することが必要です。

5. 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表

- ・研究論文とは、学会誌、大学紀要に発表された臨床発達心理学に関する内容の論文です。学科・研究室発行の紀要、研究報告書、翻訳、業務報告等は認められません。
- ・研究論文は学術論文の体裁を整えたものでなければなりません。
- ・著者名、掲載された機関誌、発行年、該当ページ等、「誰が何年にどの部分を執筆したのか」がわかる資料を用意してください。
- ・資格更新を申請する際には、資格更新ポイント管理システムの資格更新申請ページにご自身で入力します。また、資格更新審査を受けるために上記の資料を提出することが必要です。

6. 臨床発達心理学に関する著書の出版

- ・臨床発達心理学に関する学術的・教育的に意義のある著書である必要があります。
- ・著者名、発行年、本のタイトル、出版社名、該当ページ等、「誰が何年にどの部分を執筆したのか」がわかる資料を用意してください。
- ・資格更新を申請する際には、資格更新ポイント管理システムの資格更新申請ページにご自身で入力します。また、資格更新審査を受けるために上記の資料のコピーを提出することが必要です。

※「4. 関連団体等の年次大会での研究発表、話題提供等」「5. 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表」「6. 臨床発達心理学に関する著書の出版」は資格の有効期間内に発表・出版されたものでなければなりません。

※「5. 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表」「6. 臨床発達心理学に関する著書の出版」に関して、「臨床発達心理学に関する」学術研究・著書にあたるかどうかの判断は審査の段階で行います。事前の問い合わせにお答えすることはできません。

7. 臨床発達心理士申請者または申請予定者のスーパービジョン

- ・スーパービジョンは更新対象者の資格有効期間内に行われたものに限りします。
- ・スーパービジョンを受けた相手（スーパーバイザー）が自筆署名する書類（臨床発達心理士スーパービジョン内容申告書）があるので、スーパービジョンが終了したら必要事項を記載し、必ず署名・捺印してもらい、ご自身の更新時期まで保管してください。
- ・資格更新を申請する際には、資格更新ポイント管理システムの資格更新申請ページにご自身で入力します。また、資格更新審査を受けるために上記の申告書を提出することが必要です。

資格更新時期延期の特例措置について

1. 資格の有効期限は5年間です。ただし、以下のような事情があった場合、資格更新延期を申請することができます。

- ・日本国外に在住している場合
- ・介護休暇を取っている場合
- ・育児休暇を取っている場合
- ・疾病休暇を取っている場合
- ・必要ポイントが満たない場合
- ・その他の場合

資格更新延期を申請する場合は「資格更新特別措置願（はがき）」を提出してください。「資格更新特別措置願（はがき）」は、資格更新対象年度に送付される「臨床発達心理士資格更新申請ガイド」に同封されています。

2. 資格更新時期の延期は3年後の資格更新審査時期（1月頃）が限度となります。
例：2023年度が正規の資格更新時期の場合、延期できるのは2026年度の資格更新審査時期までです。
3. 資格更新延期を申請した場合、資格の有効期間は延長されません。
例：資格有効期間が2024年3月31日までの方が資格更新延期を申請した場合、2024年4月1日以降資格更新審査に合格するまで、臨床発達心理士を名乗ることはできません。
4. 資格更新延期を経て資格更新した後の資格有効期間は、延期年限に伴って短くなります。
例：資格有効期間が2018年4月1日から2023年3月31日の有資格者が、資格更新延期申請し、その後資格更新申請した場合、合格後の資格有効期間は合格した日から2028年3月31日までの期間となります。
5. 資格更新延期申請後、資格更新延期に必要な登録手続き案内が届きます。必要な手続きを行ったのち資格更新延期受理通知が発行されます。資格更新延期受理通知の発行をもって資格更新延期申請の手続きは完了となります。資格更新延期期間中に研修会に参加する場合もIDカードが必要です。
6. 資格更新延期の方で必要なポイントが満たされた方は、資格更新申請期間に資格更新ポイント管理システムにおいて更新申請してください。資格更新期間の詳細についてはウェブサイトに掲載されますので、確認して申請を行ってください。

※資格更新延期者の特例資格更新審査（9月）は2018年度より廃止されました。資格更新の機会は通常資格更新審査（1月～2月）のみとなります。

**<資格更新の要件>
5年間に更新ポイントを12ポイント以上取得**



合計4ポイント必須		
必須A (2ポイント以上)	必須B (2ポイント以上)	
(1) 区分研修会・必修研修会	(1) 区分研修会・一般研修会	(2) 区分研修会
機構研修委員会他、各委員会が企画する必修研修会への参加(2018年度以降に資格を取得された方の倫理研修を含む)	機構研修委員会他、各委員会が企画する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加	承認団体が企画する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加

注) 2027年度更新までは、2022年度以前に日本臨床発達心理士会が主催した倫理研修への受講は必須Aの倫理研修を受講したとみなすことができます



残り8ポイント (8ポイント以上ならば結構です)	
(1) 区分研修会 (必修研修・一般研修) 機構研修委員会他、各委員会が主催する必修研修、「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加	(5) 機構が認める関連団体等の年次大会での研究発表・話題提供
(2) 区分研修会 承認団体が主催する臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加	(6) 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表
(3) 区分研修会 (2) 区分研修会以外で、資格更新委員会が認めた研修会への参加	(7) 臨床発達心理学に関する著書の出版
(4) 「臨床発達心理士」を取得するための指定科目取得講習会での講師	(8) 「臨床発達心理士」申請(予定を含む)者に対するスーパービジョン

注) (4) で講師を行った場合、2ポイントまで、必須Aポイントとして振り替えることができます

移行措置期間における更新ポイントの取り扱い（2023 年度更新～2027 年度更新）

2023 年 4 月より更新は「更新のためのポイント表」改定第 8 版に従って行われます*1。資格更新には、5 年間に 12 ポイント以上を取得する必要があるあります（臨床発達心理士更新手続き細則第 2 条）。12 ポイント以上の中には必須 A【(1) 区分研修・必修研修で取得】2 ポイント以上と必須 B【(1) 区分研修・必修研修である】2 ポイント以上を含まなければなりません。移行期間である 2023 年度から 2027 年度の 5 年間は移行措置が下記のように講じられています。22 年度以前に取得した改定第 7 版 (1) 区分ポイントとは、移行措置により、改定第 8 版 (1) 区分および (2) 区分ポイントに振り換えることができます。

	改定第 7 版まで（2022 年度以前）	改定第 8 版（2023 年度以降）		ポイント	
				更新要件	移行措置
(1)	一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構および同各委員会または日本臨床発達心理士会および同会支部が主催する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加、日本臨床発達心理士会全国大会への参加	(1) 区分研修・必修研修 一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構が企画する必修研修会への参加	必須 A 2 ポイント以上	4 ポイント以上	
(2)	一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構が企画する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加	(1) 区分研修・一般研修 一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構が企画する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加	必須 B 2 ポイント以上		
(3)	「臨床発達心理士」を取得するための指定科目取得講習会での講師 *2 ポイントまで、(1) の必須ポイントとして振り替え可能	(2) 区分研修会以外で、資格更新委員会が認めた研修会への参加			
(4)	臨床発達心理士認定運営機構が認める関連学会等の年次大会での研究発表・話題提供	(3) 区分研修会以外で、資格更新委員会が認めた研修会への参加			
(5)	臨床発達心理学に関する研究論文等の発表	(4) 「臨床発達心理士」を取得するための指定科目取得講習会での講師 *2 ポイントまで、(1) 区分のポイントとして振り替え可能			
(6)	臨床発達心理学に関する著書の出版	(5) 臨床発達心理士認定運営機構が認める関連団体等の年次大会での研究発表・話題提供			
(7)	「臨床発達心理士」申請（予定を含む）者に対するスーパージョイン	(6) 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表			
		(7) 臨床発達心理学に関する著書の出版			
		(8) 「臨床発達心理士」申請（予定を含む）者に対するスーパージョイン			
			合計 12 ポイント以上		

*1 資格更新特別措置を申請している場合、更新審査時の審査方法が適用されます

*2 2018 年度以降の資格取得者は最初の資格更新までに、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構または日本臨床発達心理士会（2022 年度まで）が主催する倫理研修会（3 時間 1 ポイント）を受講している必要があります

*3 2023 年度現在の承認団体は一般社団法人日本臨床発達心理士会

「更新のためのポイント表」改定第8版

資格更新には、5年間に、12ポイント以上を取得する必要があります（臨床発達心理士更新手続き細則第2条）。また、12ポイントの中には下記の4ポイント以上を含まなければなりません。

研修会種別	ポイント数		主催
必修研修会	必須 A	2ポイント以上	機構研修委員会 機構の各委員会等
臨床発達心理士のための資格更新研修会	必須 B	2ポイント以上	機構研修委員会 機構の各委員会等 および承認団体

なお、(1) 区分研修会が必修研修に該当するかどうかは、各研修会の案内で確認すること。

研修区分

(1) 必修研修

機構および機構研修委員会等が企画する必修研修会への参加

（講師・ワークショップ担当者・司会者・実践研究発表者・指定討論者・参加者に共通）

3時間の資格更新研修会	1.0ポイント
3時間未満 1.5時間まで	0.5ポイント

6時間以上の研修会で連続参加型の場合は、2ポイントを上限とする。

(1) 一般研修

機構および機構研修委員会等が企画する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加

（講師・ワークショップ担当者・司会者・実践研究発表者・指定討論者・参加者に共通）

3時間の資格更新研修会	1.0ポイント
3時間未満 1.5時間まで	0.5ポイント

6時間以上の研修会で連続参加型の場合は、2ポイントを上限とする。

(2) 資格更新委員会が認めた承認団体が企画する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加

（講師・ワークショップ担当者・司会者・実践研究発表者・指定討論者・参加者に共通）

3時間の資格更新研修会	1.0ポイント
3時間未満 1.5時間まで	0.5ポイント

6時間以上の研修会で連続参加型の場合は、2ポイントを上限とする。

(3) 資格更新委員会が認めた承認団体および外部団体による臨床発達の支援に関する研修会への参加

（講師・ワークショップ担当者・司会者・実践研究発表者・指定討論者・参加者に共通）

6時間の資格更新研修会	1.0ポイント
3時間の資格更新研修会	0.5ポイント
3時間未満 1.5時間まで	0.2ポイント

6時間以上の研修会で連続参加型の場合は、1ポイントを上限とする。

- (4) 臨床発達心理士を取得するための指定科目取得講習会、臨床発達専門講習会に講師として参加した場合

3時間の講習会を1人で担当した場合	2.0ポイント
3時間未満1.5時間までを1人で担当した場合	1.0ポイント

なお、(4)での取得ポイントのうち、最大2ポイントまでを(1)機構および機構研修委員会等が企画する(協定団体等との共催含む)「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加に振替えることができる。

- (5) 機構が認める承認団体、関連団体等の年次大会において、臨床発達心理学に関する研究発表を行った、またはシンポジウム等に話題提供者(講演者)として参加した場合

単独発表または連名発表の筆頭者	2.0ポイント
筆頭者以外の発表者	1.0ポイント
大会委員会企画シンポジウム・関連団体企画シンポジウム・会員企画自主シンポジウム・ラウンドテーブルでの話題提供者(講演者)	0.5ポイント

- (6) 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表をした場合

①臨床発達心理学に関する学術誌への発表

単独または共著の筆頭者	5.0ポイント
共著の筆頭者以外の発表者	3.0ポイント

②大学・研究所等の紀要・報告書への発表

単独または共著の筆頭者	3.0ポイント
共著の筆頭者以外の発表者	1.0ポイント

- (7) 臨床発達心理学に関する著書の出版

単著	5.0ポイント
共著(分担執筆も含む)	2.0ポイント

- (8) 臨床発達心理士申請(予定を含む)者に対するスーパービジョンを行った場合(合計3ポイントを上限とする)

90時間以上	3.0ポイント
60時間以上90時間未満	2.0ポイント
30時間以上60時間未満	1.0ポイント

承認団体・関連団体等が主催する年次大会

承認団体・関連団体等が大会を主催し期間中に複数の企画をする場合に、期間中に取得可能なポイント数は下記を上限とする。

大会期間 1日以内	2.0ポイント
大会期間 2日以上	4.0ポイント

「更新のためのポイント表」改定第8版は2023年4月25日に改訂し、2023年4月1日より適用する。なお、資格更新申請ガイド2023に合わせ2023年9月23日に一部改訂した。

臨床発達心理士スーパーバイザー資格認定案内

趣旨

臨床発達心理士（Clinical Developmental Psychologist）は、「人を理解するための専門性」と「人を支援するための専門性」の2つの専門性を備えた専門家を養成することを目的として構想されました。

臨床発達心理士としての専門性を向上させるため、全国大会・研修会の実施、実践誌の発刊などを通して不断の努力が続けられています。

この臨床発達心理士の専門性をさらに高め、その活動範囲を広げることを目的として、2009年度より、「スーパーバイザー資格」の認定が始まりました。スーパーバイザー資格は、臨床発達心理士になろうとしている人や臨床発達心理士になった人に対して、スーパービジョンを通して支援し、その人たちの職業的発達を支える役割を担う上級者の資格です。スーパーバイザー有資格者に求められていることは「支援者を目指す人・支援者として活動している人への支援」であり、臨床発達支援の技術的な側面だけでなく、関係的な調整を支える感受性と、社会的責任に対するバランスのとれた指導性を発揮することにあります。それには、臨床発達心理士が、居住または職場のある地域で行う支援活動などの地域貢献の一層の充実・拡大、および臨床発達心理士としてのさらなる研鑽のために指導的・主体的な役割を担うことも含まれます。それゆえ、スーパーバイザー有資格者には、生涯にわたる研鑽を自らが積み重ねてゆく覚悟が必要です。この資格は、以下の通り、一定の申請資格を有する臨床発達心理士が所定の手続きにより機構に申請を行い、厳正な審査を経て認定を受けることによって得ることができるように定められています。

審査の方法

原則として毎年一回、申請者に対して審査（書類審査および口述審査）を行います。

申請要件

申請資格があるのは、(1) 臨床発達心理士の有資格者で (2) 臨床発達心理士資格取得後5年以上関連する業務・活動を継続し、(3) 臨床発達心理士資格を申し込み時点で1回以上更新している方です。さらに、(4) 「臨床発達心理士スーパーバイザーに求められる要件」（2023年度SV資格申請ガイドブック p.6）を満たしている必要があります。

以下の機構 Web ページをご確認ください。

■臨床発達心理士スーパーバイザー資格申請に関するご案内（動画）

<https://www.jocdp.jp/qualifier/supervisor/>

■臨床発達心理士スーパーバイザー認定申請ガイドー2023年度版ー

<https://www.jocdp.jp/wp-production/wp-content/uploads/2023/04/SVguide2023-2.pdf>

審査内容

臨床実習指導の経験、スーパーバイザーの経験、心理士会主催研修会講師経験、資格取得講習会講師経験、地域の研修会の講師経験、支部や地域での活動経験、研究業績、臨床発達心理士としての実践経験などのいくつかを満たしていることが、審査要件となります。

2023年10月

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

代表理事 星 茂行

スーパーバイザー資格認定委員会委員長 秦野 悦子

※事務的な問い合わせはウェブサイトのお問い合わせフォームより受け付けます。回答には、1週間前後かかります。
※ポイントに関する問い合わせは受け付けません。ウェブサイト「資格更新」、資格更新ガイドライン、「更新のためのポイント表」改定第8版をご確認ください。

臨床発達心理士 資格更新申請ガイド –2023年度版–

2023年10月1日発行

編集・発行者：

〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-20-12 山口ビル8F

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

電子メール：shikaku@jocdp.jp

ウェブサイト：<https://www.jocdp.jp/>

振込先（郵便振替）

口座番号：00170-0-93086

加入者名：一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構
